

※計量証明書の写しを添付してください

ダイオキシン類対策特別措置法施行規則  
第3条第1項に基づき換算した測定結果

様式第6（第8条関係）

ダイオキシン類測定結果報告書

提出日を記載してください

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(宛先)  
埼玉県知事 大野元裕

報告者

〒330-9301  
さいたま市浦和区高砂3-15-1  
〇〇工業株式会社  
代表取締役社長 埼玉一男  
(電話番号 048-824-2111)

(氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名)

ダイオキシン類による汚染の状況について測定したので、ダイオキシン類対策特別措置法第28条第3項の規定により、次のとおり報告します。

事業所住所	埼玉県〇〇市〇〇1-2-3
事業所名	〇〇工業株式会社 〇〇工場

乾きガス量を記載してください

計量証明書の分析年月日を記載してください

表1 排出ガス

整理番号	採取年月日 及び時刻 (開始時刻～終了時刻)	排出ガス量 (上…m <sup>3</sup> /日 下…m <sup>3</sup> /h)	排出ガス 中の酸素 濃度(%)	測定箇所	特定施設の名称 及び使用状況	分析年月日	測定結果 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> )	試料採取者	分析者	備考
〇	R2.4.1 9:45～15:00	38400 1600	13.8	煙突	廃棄物焼却炉 (24h連続)	R2.4.2	0.20	(株) 〇〇分析	(株) 〇〇分析	

表2 排水水

整理番号	採取年月日 及び時刻	測定場所		特定施設の名称 及び使用状況	分析年月日	測定結果 (pg-TEQ/L)	採水者	分析者	備考
		名称	排水量 (m <sup>3</sup> /日)						
□	R2.4.1 13:30	大排水 (放流水)	32012	排水処理施設 (24h連続)	R2.4.2	0.012	(株) 〇〇分析	(株) 〇〇分析	

表3 ばいじん等

整理番号	採取年月日 及び時刻	試料の種別	採取箇所	特定施設の名称 及び使用状況	分析年月日	測定結果 (ng-TEQ/g)	試料採取者	分析者	備考
△	R2.4.1 14:15	焼却灰 (ばいじん)	灰バンカー	廃棄物焼却炉 ・紙くず、汚泥 ・24h連続運転	R2.4.2	0.54	(株) 〇〇分析	(株) 〇〇分析	

- 備考
- 1 報告書及び別紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
  - 2 ダイオキシン類対策特別措置法施行規則（以下「規則」という。）第3条第1項に基づき換算した測定結果については、別紙1を添付するものとする。
  - 3 規則第3条第2項に基づき換算した測定結果については、別紙2を添付するものとする。
  - 4 2以上の測定結果がある場合は、添付する別紙1又は2のそれぞれとの対応関係がわかるように備考欄に記載すること。
  - 5 排出ガスにあっては表1、排水水にあっては表2、ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻（以下「ばいじん等」という。）にあっては表3に記載すること。なお、同一届出者が大気基準適用施設及び水質基準対象施設をとともに設置している場合には、併せて1葉の様式に記載すること。
  - 6 排出ガス量については、温度が零度であって圧力が1気圧の状態（以下「標準状態」という。）における量に、測定結果については、標準状態における排出ガス1立方メートル中の量に、それぞれ換算したものとすること。
  - 7 2以上の水質基準対象施設を設置し、異なる排水系統を有する水質基準適用事業場にあつては、それぞれの排水系統の排水口ごとに測定を行い、結果を記載すること。
  - 8 表3の試料の種別として、ばいじん、焼却灰、混合灰又はこれらの処理物（処理方法）の別を記載すること。

排ガス、排水、ばいじん等の別を記載してください

ダイオキシン類対策特別措置法施行規則  
第3条第1項に基づき換算した測定結果

別紙1

規則第3条第1項に基づき換算したダイオキシン類の構成 (排ガス)

整理番号	〇〇	実測濃度	試料における 定量下限	試料における 検出下限	毒性等価係数	毒性等量
ポリ塩化ジベンゾフラン	2, 3, 7, 8—TeCDF	0.14	0.0014	0.0004	0.1	0.014
	1, 2, 3, 7, 8—PeCDF	0.18	0.0011	0.0003	0.03	0.0054
	2, 3, 4, 7, 8—PeCDF	0.13	0.0011	0.0003	0.3	0.039
	1, 2, 3, 4, 7, 8—HxCDF	0.088	0.0012	0.0003	0.1	0.0088
	1, 2, 3, 6, 7, 8—HxCDF	0.065	0.0012	0.0003	0.1	0.0065
	1, 2, 3, 7, 8, 9—HxCDF	0.0094	0.0012	0.0003	0.1	0.00094
	2, 3, 4, 6, 7, 8—HxCDF	0.033	0.0012	0.0003	0.1	0.0033
	1, 2, 3, 4, 6, 7, 8—HpCDF	0.052	0.0006	0.0002	0.01	0.00052
	1, 2, 3, 4, 7, 8, 9—HpCDF	0.010	0.0006	0.0002	0.01	0.00010
	OCDF	0.004	0.0040	0.001	0.0003	0.000012
	Total PCDFs	—	—	—	—	0.0785612
ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン	2, 3, 7, 8—TeCDD	0.011	0.0011	0.0003	1	0.011
	1, 2, 3, 7, 8—PeCDD	0.023	0.0005	0.0001	1	0.023
	1, 2, 3, 4, 7, 8—HxCDD	0.009	0.0010	0.0003	0.1	0.0009
	1, 2, 3, 6, 7, 8—HxCDD	0.013	0.0010	0.0003	0.1	0.0013
	1, 2, 3, 7, 8, 9—HxCDD	0.0060	0.0010	0.0003	0.1	0.0006
	1, 2, 3, 4, 6, 7, 8—HpCDD	0.029	0.0020	0.0006	0.01	0.00029
	OCDD	0.014	0.0090	0.003	0.0003	0.000042
	Total PCDDs	—	—	—	—	0.037132
Total (PCDFs+PCDDs)		—	—	—	—	0.1156932
コプラナーポリ塩化ビフェニル	3, 4, 4', 5—TeCB (#81)	11.42	0.0027	0.0008	0.0003	0.0034
	3, 3', 4, 4' —TeCB (#77)	0.085	0.0027	0.0008	0.0001	0.0000085
	3, 3', 4, 4', 5—PeCB (#126)	0.70	0.012	0.003	0.1	0.070
	3, 3', 4, 4', 5, 5' —HxCB (#169)	0.13	0.0028	0.0008	0.03	0.0039
	2', 3, 4, 4', 5—PeCB (#123)	0.016	0.012	0.003	0.00003	0.00000048
	2, 3', 4, 4', 5—PeCB (#118)	0.038	0.012	0.003	0.00003	0.0000011
	2, 3, 3', 4, 4' —PeCB (#105)	0.38	0.012	0.003	0.00003	0.000011
	2, 3, 4, 4', 5—PeCB (#114)	0.19	0.012	0.003	0.00003	0.000029
	2, 3', 4, 4', 5, 5' —HxCB (#167)	0.046	0.0028	0.0008	0.00003	0.0000057
	2, 3, 3', 4, 4', 5—HxCB (#156)	0.044	0.0028	0.0008	0.00003	0.0000013
	2, 3, 3', 4, 4', 5' —HxCB (#157)	0.081	0.0028	0.0008	0.00003	0.0000024
2, 3, 3', 4, 4', 5, 5' —HpCB (#189)	0.036	0.0015	0.0005	0.00003	0.0000011	
Total コプラナーPCB		—	—	—	—	0.07736058
Total ダイオキシン類		—	—	—	—	0.19
備考						

- 備考 1 排出ガスの測定結果を記入する場合には、単位を $\text{ng}/\text{m}^3$  (毒性等量にあっては、 $\text{ng-TEQ}/\text{m}^3$ )、排水の測定結果を記入する場合には、単位を $\text{pg}/\text{L}$  (毒性等量にあっては、 $\text{pg-TEQ}/\text{L}$ )とし、ばいじん等の測定結果を記入する場合には、単位を $\text{ng}/\text{g}$  (毒性等量にあっては、 $\text{ng-TEQ}/\text{g}$ )とする。
- 2 実測濃度の項において、検出下限以上定量下限未満の濃度は括弧付きの数字で記載すること。
- 3 実測濃度の項において、検出下限未満のものは“ND”と記載すること。
- 4 毒性等量は、定量下限未満の実測濃度を零として算出すること。
- 5 規則第2条第1項第4号の規定に基づき環境大臣が定める方法により測定を行った場合は、備考欄に測定に用いた方法を記載すること。
- 6 用語の定義は、日本産業規格K0311、K0312又は規則第2条第1項第4号の規定に基づき環境大臣が定める方法によること。
- 7 整理番号は、測定結果が複数の場合に記入すること。

《単位》  
 ・排ガス  $\text{ng}/\text{m}^3$  (毒性等量のあっては、 $\text{ng-TEQ}/\text{m}^3$ )  
 ・排水  $\text{pg}/\text{L}$  (毒性等量にあっては、 $\text{pg-TEQ}/\text{L}$ )  
 ・ばいじん等  $\text{ng}/\text{g}$  (毒性等量にあっては、 $\text{ng-TEQ}/\text{g}$ )

規則第3条第1項に基づき換算したダイオキシン類の構成 (排水)

整理番号	□□	実測濃度	試料における 定量下限	試料における 検出下限	毒性等価 係数	毒性等量
ポリ塩化ジベンゾフラン	2, 3, 7, 8—TeCDF	N. D.	0.08	0.02	0.1	0
	1, 2, 3, 7, 8—PeCDF	(0.04)	0.06	0.02	0.03	0
	2, 3, 4, 7, 8—PeCDF	(0.04)	0.06	0.02	0.3	0
	1, 2, 3, 4, 7, 8—HxCDF	N. D.	0.17	0.05	0.1	0
	1, 2, 3, 6, 7, 8—HxCDF	N. D.	0.17	0.05	0.1	0
	1, 2, 3, 7, 8, 9—HxCDF	N. D.	0.17	0.05	0.1	0
	2, 3, 4, 6, 7, 8—HxCDF	N. D.	0.17	0.05	0.1	0
	1, 2, 3, 4, 6, 7, 8—HpCDF	0.16	0.1	0.03	0.01	0.0016
	1, 2, 3, 4, 7, 8, 9—HpCDF	N. D.	0.1	0.03	0.01	0
	OCDF	0.4	0.12	0.04	0.0003	0.00012
Total PCDFs	—	—	—	—	0.00172	
ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン	2, 3, 7, 8—TeCDD	N. D.	0.03	0.01	1	0
	1, 2, 3, 7, 8—PeCDD	N. D.	0.06	0.02	1	0
	1, 2, 3, 4, 7, 8—HxCDD	N. D.	0.08	0.03	0.1	0
	1, 2, 3, 6, 7, 8—HxCDD	N. D.	0.08	0.03	0.1	0
	1, 2, 3, 7, 8, 9—HxCDD	(0.06)	0.08	0.03	0.1	0
	1, 2, 3, 4, 6, 7, 8—HpCDD	0.63	0.18	0.05	0.01	0.0063
	OCDD	6.4	0.3	0.1	0.0003	0.00192
	Total PCDDs	—	—	—	—	0.00822
Total (PCDFs+PCDDs)	—	—	—	—	0.00994	
コプラナーポリ塩化ビフェニル	3, 4, 4', 5—TeCB (#81)	N. D.	0.31	0.09	0.0003	0
	3, 3', 4, 4' —TeCB (#77)	3.7	0.31	0.09	0.0001	0.00037
	3, 3', 4, 4', 5—PeCB (#126)	N. D.	0.4	0.1	0.1	0
	3, 3', 4, 4', 5, 5' —HxCB (#169)	N. D.	0.23	0.07	0.03	0
	2', 3, 4, 4', 5—PeCB (#123)	0.4	0.4	0.1	0.00003	0.000012
	2, 3', 4, 4', 5—PeCB (#118)	15	0.4	0.1	0.00003	0.00045
	2, 3, 3', 4, 4' —PeCB (#105)	7.0	0.4	0.1	0.00003	0.00021
	2, 3, 4, 4', 5—PeCB (#114)	N. D.	0.4	0.1	0.00003	0
	2, 3', 4, 4', 5, 5' —HxCB (#167)	N. D.	0.23	0.07	0.00003	0
	2, 3, 3', 4, 4', 5—HxCB (#156)	1.2	0.23	0.07	0.00003	0.000036
	2, 3, 3', 4, 4', 5' —HxCB (#157)	N. D.	0.23	0.07	0.00003	0
2, 3, 3', 4, 4', 5, 5' —HpCB (#189)	N. D.	0.16	0.05	0.00003	0	
Total コプラナーPCB	—	—	—	—	0.00108	
Total ダイオキシン類	—	—	—	—	0.011	
備考						

- 備考 1 排出ガスの測定結果を記入する場合には、単位を $\text{ng}/\text{m}^3$  (毒性等量にあつては、 $\text{ng-TEQ}/\text{m}^3$ )、排水の測定結果を記入する場合には、単位を $\text{pg}/\text{L}$  (毒性等量にあつては、 $\text{pg-TEQ}/\text{L}$ )とし、ばいじん等の測定結果を記入する場合には、単位を $\text{ng}/\text{g}$  (毒性等量にあつては、 $\text{ng-TEQ}/\text{g}$ )とする。
- 2 実測濃度の項において、検出下限以上定量下限未満の濃度は括弧付きの数字で記載すること。
- 3 実測濃度の項において、検出下限未満のものは“ND”と記載すること。
- 4 毒性等量は、定量下限未満の実測濃度を零として算出すること。
- 5 規則第2条第1項第4号の規定に基づき環境大臣が定める方法により測定を行った場合は、備考欄に測定に用いた方法を記載すること。
- 6 用語の定義は、日本産業規格K0311、K0312又は規則第2条第1項第4号の規定に基づき環境大臣が定める方法によること。
- 7 整理番号は、測定結果が複数の場合に記入すること。

《単位》

- ・排ガス  $\text{ng}/\text{m}^3$  (毒性等量のあつては、 $\text{ng-TEQ}/\text{m}^3$ )
- ・排水  $\text{pg}/\text{L}$  (毒性等量にあつては、 $\text{pg-TEQ}/\text{L}$ )
- ・ばいじん等  $\text{ng}/\text{g}$  (毒性等量にあつては、 $\text{ng-TEQ}/\text{g}$ )

排ガス、排水、ばいじん等の別を記載してください

ダイオキシン類対策特別措置法施行規則  
第3条第1項に基づき換算した測定結果

規則第3条第1項に基づき換算したダイオキシン類の構成 (ばいじん等)

整理番号	△△	実測濃度	試料における 定量下限	試料における 検出下限	毒性等価係 数	毒性等量
ポリ塩化ジベンゾフラン	2, 3, 7, 8—TeCDF	0.20	0.0004	0.0001	0.1	0.020
	1, 2, 3, 7, 8—PeCDF	0.41	0.00028	0.00008	0.03	0.0123
	2, 3, 4, 7, 8—PeCDF	0.41	0.00028	0.00008	0.3	0.123
	1, 2, 3, 4, 7, 8—HxCDF	0.44	0.00029	0.00009	0.1	0.044
	1, 2, 3, 6, 7, 8—HxCDF	0.37	0.00029	0.00009	0.1	0.037
	1, 2, 3, 7, 8, 9—HxCDF	0.12	0.00029	0.00009	0.1	0.012
	2, 3, 4, 6, 7, 8—HxCDF	0.30	0.00029	0.00009	0.1	0.030
	1, 2, 3, 4, 6, 7, 8—HpCDF	0.62	0.0003	0.0001	0.01	0.0062
	1, 2, 3, 4, 7, 8, 9—HpCDF	0.20	0.0003	0.0001	0.01	0.0020
	OCDF	0.23	0.0019	0.0006	0.0003	0.000069
Total PCDFs	—	—	—	—	0.249569	
ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン	2, 3, 7, 8—TeCDD	0.023	0.00026	0.00008	1	0.023
	1, 2, 3, 7, 8—PeCDD	0.097	0.00011	0.00003	1	0.097
	1, 2, 3, 4, 7, 8—HxCDD	0.082	0.00024	0.00007	0.1	0.0082
	1, 2, 3, 6, 7, 8—HxCDD	0.12	0.00024	0.00007	0.1	0.012
	1, 2, 3, 7, 8, 9—HxCDD	0.095	0.00024	0.00007	0.1	0.0095
	1, 2, 3, 4, 6, 7, 8—HpCDD	1.1	0.0010	0.0003	0.01	0.011
	OCDD	1.9	0.0050	0.001	0.0003	0.00057
	Total PCDDs	—	—	—	—	0.16127
Total (PCDFs+PCDDs)	—	—	—	—	0.410839	
コプラナーポリ塩化ビフェニル	3, 4, 4', 5—TeCB (#81)	0.024	0.0007	0.0002	0.0003	0.0000072
	3, 3', 4, 4' —TeCB (#77)	0.16	0.0007	0.0002	0.0001	0.000016
	3, 3', 4, 4', 5—PeCB (#126)	0.068	0.0029	0.0009	0.1	0.0068
	3, 3', 4, 4', 5, 5' —HxCB (#169)	0.022	0.0007	0.0002	0.03	0.00066
	2', 3, 4, 4', 5—PeCB (#123)	0.0073	0.0029	0.0009	0.00003	0.00000219
	2, 3', 4, 4', 5—PeCB (#118)	0.049	0.0029	0.0009	0.00003	0.00000147
	2, 3, 3', 4, 4' —PeCB (#105)	0.043	0.0029	0.0009	0.00003	0.00000129
	2, 3, 4, 4', 5—PeCB (#114)	0.0088	0.0029	0.0009	0.00003	0.000000264
	2, 3', 4, 4', 5, 5' —HxCB (#167)	0.013	0.0007	0.0002	0.00003	0.00000039
	2, 3, 3', 4, 4', 5—HxCB (#156)	0.031	0.0007	0.0002	0.00003	0.00000093
	2, 3, 3', 4, 4', 5' —HxCB (#157)	0.015	0.0007	0.0002	0.00003	0.00000045
2, 3, 3', 4, 4', 5, 5' —HpCB (#189)	0.022	0.0004	0.0001	0.00003	0.00000066	
Total コプラナーPCB	—	—	—	—	0.006828873	
Total ダイオキシン類	—	—	—	—	0.42	
備考						

- 備考 1 排出ガスの測定結果を記入する場合には、単位を $\text{ng}/\text{m}^3$  (毒性等量にあつては、 $\text{ng-TEQ}/\text{m}^3$ )、排水の測定結果を記入する場合には、単位を $\text{pg}/\text{L}$  (毒性等量にあつては、 $\text{pg-TEQ}/\text{L}$ )とし、ばいじん等の測定結果を記入する場合には、単位を $\text{ng}/\text{g}$  (毒性等量にあつては、 $\text{ng-TEQ}/\text{g}$ )とする。
- 2 実測濃度の項において、検出下限以上定量下限未満の濃度は括弧付きの数字で記載すること。
- 3 実測濃度の項において、検出下限未満のものは“ND”と記載すること。
- 4 毒性等量は、定量下限未満の実測濃度を零として算出すること。
- 5 規則第2条第1項第4号の規定に基づき環境大臣が定める方法により測定を行った場合は、備考欄に測定に用いた方法を記載すること。
- 6 用語の定義は、日本産業規格K0311、K0312又は規則第2条第1項第4号の規定に基づき環境大臣が定める方法によること。
- 7 整理番号は、測定結果が複数の場合に記入すること。

《単位》

- ・排ガス  $\text{ng}/\text{m}^3$  (毒性等量にあつては、 $\text{ng-TEQ}/\text{m}^3$ )
- ・排水  $\text{pg}/\text{L}$  (毒性等量にあつては、 $\text{pg-TEQ}/\text{L}$ )
- ・ばいじん等  $\text{ng}/\text{g}$  (毒性等量にあつては、 $\text{ng-TEQ}/\text{g}$ )

※計量証明書の写しを添付してください

ダイオキシン類対策特別措置法施行規則  
第3条第2項に基づき換算した測定結果

様式第6'

ダイオキシン類測定結果報告書

提出日を記載してください

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(宛先)  
埼玉県知事 大野元裕

〒339-9801  
さいたま市浦和区高砂3-15-1  
報告者 〇〇産業株式会社  
代表取締役社長 埼玉一夫  
(電話番号 048-824-2111)

(氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名)

ダイオキシン類による汚染の状況について測定したので、ダイオキシン類対策特別措置法第28条第3項の規定により、次のとおり報告します。

事業所住所	埼玉県〇〇市〇〇1-2-3
事業所名	〇〇産業株式会社 〇〇事業所

乾きガス量を記載してください

計量証明書の分析年月日を記載してください

表1 排出ガス

整理番号	採取年月日 及び時刻 (開始時刻～終了時刻)	排出ガス量		排出ガス 中の酸素 濃度(%)	測定箇所	特定施設の名称 及び使用状況	分析年月日	測定結果 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> )	試料採取者	分析者	備考
		上…m <sup>3</sup> /日	下…m <sup>3</sup> /h								
○	R2.4.1	1890		13.1	煙突	焼却炉1号炉	R2.4.2	0.86	(株)〇〇 分析	(株)〇〇 分析	
○	12:00～15:00	630									

表2 排水水

整理番号	採取年月日 及び時刻	測定場所		特定施設の名称 及び使用状況	分析年月日	測定結果 (pg-TEQ/L)	採水者	分析者	備考
		名称	排水量 (m <sup>3</sup> /日)						

表3 ばいじん等

整理番号	採取年月日 及び時刻	試料の種別	採取箇所	特定施設の名称 及び使用状況	分析年月日	測定結果 (ng-TEQ/g)	試料採取者	分析者	備考
△	R2.4.1	焼却灰	灰出し口	焼却炉1号炉	R2.4.2	0.021	(株)〇〇 分析	(株)〇〇 分析	
□	R2.4.1	ばいじん	灰出し口	焼却炉1号炉	R2.4.2	2.3	(株)〇〇 分析	(株)〇〇 分析	

規則第3条第2項に基づき換算したダイオキシン類の測定方法

整理番号	測定方法	実測濃度	試料における 定量下限	試料における 検出下限	測定量 (毒性等量)	備考
NO. ○○	環境省告示第92号(平成17年)第1の1	3.0	0.012	0.006	0.86	焼却炉
NO. △△	環境省告示第92号(平成17年)1の1	標準溶液相当濃度を記載してください 0.061	0.0022	0.001	0.021	焼却灰
NO. □□	環境省告示第92号(平成17年)1の1	6.7	0.0022	0.001	2.3	ばいじん

毒性等量への換算値がわかるデータを添付してください

- 備考
- 1 排出ガスの測定結果を記入する場合にあつては、単位を $\text{ng}/\text{m}^3$  (毒性等量にあつては、 $\text{ng-TEQ}/\text{m}^3$ ) とし、ばいじん等の測定結果を記入する場合にあつては、 $\text{ng}/\text{g}$  (毒性等量にあつては、 $\text{ng-TEQ}/\text{g}_0$ ) とする。
  - 2 測定方法の項においては、規則第2条第1項第4号の規定に基づき環境大臣が定める方法のうち、測定に用いた方法を記載すること。
  - 3 実測濃度の項においては、2の測定方法により測定された標準溶液相当濃度を記載すること。
  - 4 実測濃度の項において、検出下限以上定量下限未満の濃度は括弧付きの数字を記載すること。
  - 5 実測濃度の項において、検出下限未満のものは“ND”と記載すること。
  - 6 定量下限未満の実測濃度の測定量(毒性等量)は、零とすること。
  - 7 用語の定義は、規則第2条第1項第4号の規定に基づき環境大臣が定める方法によること。
  - 8 整理番号は、測定結果が複数の場合に記入すること。

**《単位》**  
 ・ 排ガス  $\text{ng}/\text{m}^3$  (毒性等量にあつては、 $\text{ng-TEQ}/\text{m}^3$ )  
 ・ 排出水  $\text{pg}/\text{L}$  (毒性等量にあつては、 $\text{pg-TEQ}/\text{L}$ )  
 ・ ばいじん等  $\text{ng}/\text{g}$  (毒性等量にあつては、 $\text{ng-TEQ}/\text{g}$ )